

# 企業におけるがん検診受診促進事業実施要綱

## 第1 目的

本県のがん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診のこと。以下「がん検診」という。）の受診率は、全国と比較して低調であり、特に中小企業において、がん検診の受診促進に取り組むところが少ない。

そこで、中小企業の従業員及びその被扶養者（以下「従業員等」という。）が、がん検診を受診した場合、県がその経費の全部または一部を当該企業に対して補助することにより、がん検診受診率の向上を図るとともに、受診時の休暇制度の創設、受診者への費用助成や個別医療機関との契約等、中小企業が積極的かつ継続的に「受診しやすい環境づくり」に取り組むことを促進する。

## 第2 実施主体

事業の実施主体は、県内の事業所、支店等（以下「事業所等」という。）とする。

## 第3 経費の負担

県は、別に定める「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、当該事業を行う事業所等に対し、事業の実施状況を勘案の上、予算の範囲内でがん検診にかかる経費の補助を行うものとする。

## 第4 補助対象

次の1、2のいずれかの要件を満たす事業所等

### 1 健康づくりチャレンジ企業（従業員数300人以下）

県が別に定める「企業との協働による健康づくり促進事業実施要領」に基づく「健康づくりチャレンジ企業（以下「チャレンジ企業」という。）」として登録があり、従業員数（常用労働者数）が300人以下であること。

### 2 兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等

チャレンジ企業の登録に関わらず、兵庫県内の従業員数（常用労働者数）が100人以下の事業所等であること。

## 第5 補助対象となる経費及び補助額

### 1 対象となる経費

従業員等が、次に掲げるがん検診を受診するために要した経費とする。なお、過去に補助を受けた場合も対象とする。

区分	検査項目	実施回数	対象者
胃がん検診	エックス線検査又は胃内視鏡検査	2年に1回	50歳以上の者
肺がん検診	エックス線検査及び喀痰細胞診	1年に1回	40歳以上の者
大腸がん検診	便潜血検査	1年に1回	40歳以上の者

子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診	2年に1回	20歳以上の女性
乳がん検診	エックス線検査（マンモグラフィ）	2年に1回	40歳以上の女性

検査方法は、国の指針「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で推奨するがん検診をそれぞれ原則とし、その検査にかかる経費を補助の対象とする。

なお、補助対象となる経費の場合であっても、従業員等が負担するがん検診の自己負担相当額について、法令等に基づき全額給付を受けた者（以下「経費対象除外者」という。）にかかる経費は、補助の対象とならない。

## 2 補助額

次表の区分に従い、各がん検診受診者ごとに算出した補助額の合計額とする。

＜補助対象するがん検診と補助額＞

区分	受診者一人あたりの自己負担額	補助額
胃がん	2,000円以下	自己負担相当額
肺がん		
大腸がん		
子宮頸がん		
乳がん		
胃がん	2,000円超	2,000円
肺がん		
大腸がん		
子宮頸がん		
乳がん		

## 第6 補助手続き

### 1 事業実施計画

当該事業を行う事業所等は、別途県の指定する様式及び提出期日に従い、事業実施計画書及び事業取組計画書を作成し、補助金交付申請書とともに提出するものとする。

### 2 実績報告書

当該事業を行った事業所等は、別途県が指定する様式及び提出期日に従い、事業実績報告書及び事業取組報告書を作成し、補助事業実績報告書とともに提出するものとする。

## 第7 受診促進に向けた取組方法

### 1 受診勧奨用のリーフレット等の配布

県は、当該事業を行う事業所等へがん検診受診勧奨用のリーフレットを配布し、事業所等は従業員等への正しい知識の普及及びがん検診の受診促進を図る。

### 2 事業所等が行う受診勧奨

当該事業を行う事業所等は、積極的にがん検診にかかる受診機会を設け、未受診者

に対しては継続的な個別受診再勧奨等を行い、がん検診受診率の向上に努めるものとする。

### 3 受診しやすい環境づくり

がん検診にかかる費用助成制度や受診時の休暇制度の創設など、積極的かつ継続的に、「受診しやすい環境づくり」に取り組む。

## 第8 がん検診受診者台帳の整備

1 事業所等の長は、がん検診受診者台帳（別紙3）又はこれに準じた台帳を整備し、氏名、受診年月日、受診者負担額等がわかる一覧を作成すること。

なお、当該台帳には従業員等（受診者）が負担した額がわかる領収証等を必ず添付すること。

2 事業所等は、当該事業が終了した後、当該台帳を5年間保存するものとする。

## 第9 立入検査

県は、必要があると認めるときは、当該事業を実施する事業所等へ立ち入り、第8に規定するがん検診受診者台帳、交付要綱第18条に定める証拠書及び会計帳簿等にかかる検査を実施し、事業所等はこの検査を受けなければならない。

## 第10 秘密の保持

この事業の事務に従事した者は、この事業の実施について必要な場合を除き、その実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第11 実施期間

この事業は、平成26年度から実施する。

## 第12 雑則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は要領で定める。

### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月28日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。